

# 第1章 実行計画策定の背景・意義

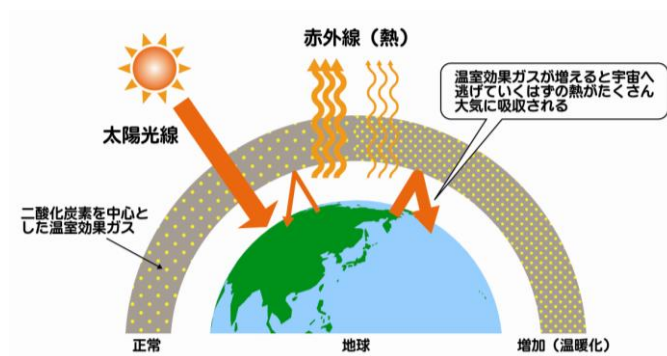
## 1. 地球温暖化について

### (1) 地球温暖化の状況

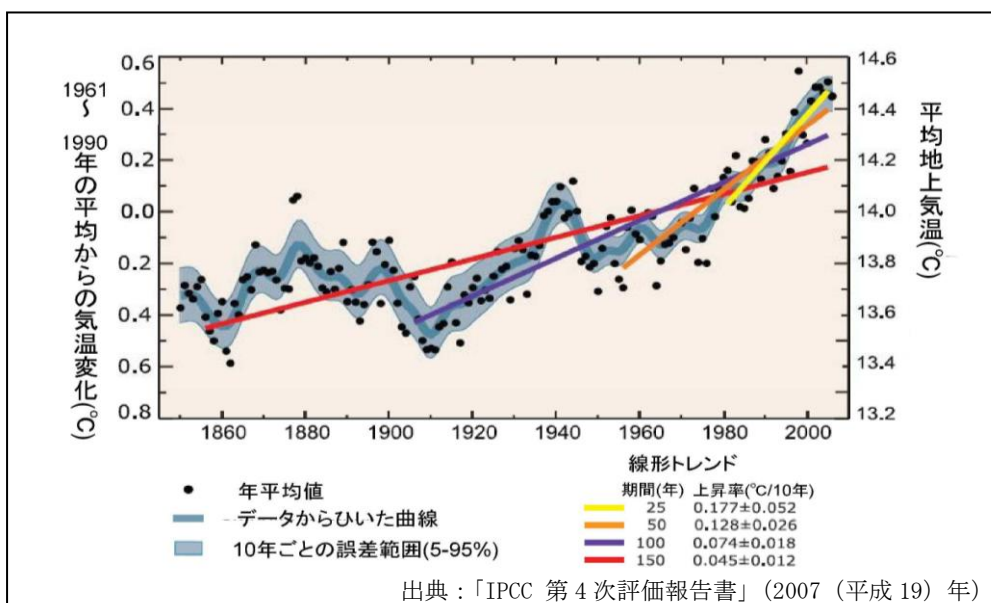
地球の温度は、太陽から地球に降り注ぐ日射エネルギー（太陽放射）と、地球から宇宙に向けて放射される赤外線（熱放射）とのバランスによって決まっています。太陽放射の多くは地表面で吸収され、暖められた地表面は大気中に赤外線を放出しています。この熱放射における熱の一部が二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）などの温室効果ガスによって吸収され、吸収された熱は再び地表面へ放射されます。この作用を「温室効果」と呼びます。

「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」<sup>※</sup>が発表した「IPCC 第4次評価報告書」によると、過去100年（1906年～2005年）で世界平均気温が0.74℃上昇しています。また、最近50年間の気温上昇率（0.128±0.026℃/10年）は、過去100年の気温上昇率（0.074±0.018℃/10年）の約1.7倍となっています。IPCCはこの報告書の中で、「地球温暖化には疑う余地がない」と断定しています。

図表 1-1：地球温暖化のメカニズム



図表 1-2：世界平均気温の上昇（1961年～1990年の平均気温との偏差）



※ 国際的な専門家で作る、地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な評価を行うための政府間機構。5～6年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表している。

## (2) 地球温暖化の原因

19世紀以降、産業の急速な発展に伴い、私たちの生活は大変便利になると同時に化石燃料を多く消費するようになりました。その結果、大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量は急速に増加しています。「IPCC 第4次評価報告書」では、20世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇のほとんどは、人為起源の温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性が非常に高いと指摘しています。

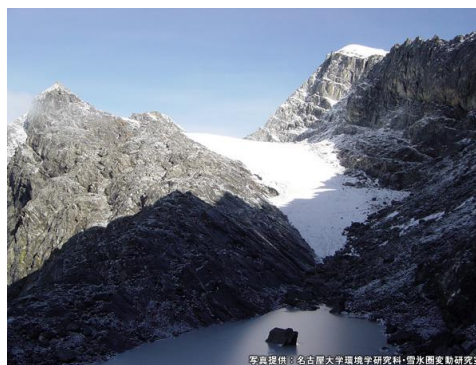
## (3) 地球温暖化の影響

地球温暖化は「北極や南極の氷、山岳氷河の減少による海面上昇」、「異常気象がもたらす自然災害」のみならず生態系、食糧生産、人の健康、経済活動など我々の社会に対して多くの悪影響を及ぼすことが懸念されています。

岐阜県においても、「気温の上昇による農作物への高温障害」、「海面上昇による河川水・地下水の塩水化」、「降水量の増減による集中豪雨や水資源の不足の多発」が予測されています。



ヒマラヤ(東ネパール)の AX010 氷河  
(1978.5.30.名古屋大学環境学研究科)



ヒマラヤ(東ネパール)の AX010 氷河  
(2004.8.30 名古屋大学環境学研究科)

出典: 全国地球温暖化防止活動推進センターホームページ「温暖化写真館」

## 2. 地球温暖化への取り組み

### (1) 気候変動に関する国際連合枠組条約と京都議定書

1992（平成 4）年にブラジルのリオデジャネイロで行われた「環境と開発に関する国際連合会議」（地球サミット）で、大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とした「気候変動に関する国際連合枠組条約」（以下「気候変動枠組条約」といいます。）が採択されました。ここから、地球温暖化を防ぐための世界各国の協力が始まりました。

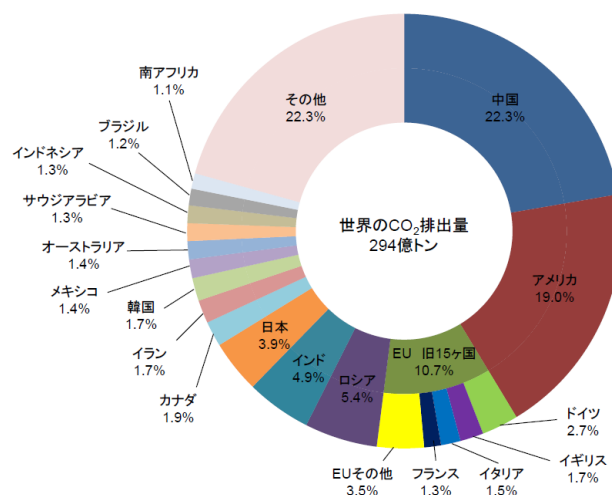
1997（平成 9）年に京都で開催された「気候変動枠組条約第 3 回締約国会議」（COP3）では、先進国の温室効果ガス排出量について、法的拘束力のある数値約束を各国に設定した「京都議定書」が採択されました。京都議定書では、2008（平成 20）年から 2012（平成 24）年の第 1 約束期間における日本の数値目標を、基準年比で 6%削減としています。

図表 1-3：京都議定書の要点

|          |                                                                                |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 対象ガス     | 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の 6 種類                          |
| 基準年      | 1990 年（HFC <sub>s</sub> 、PFC <sub>s</sub> 、SF <sub>6</sub> は 1995 年を用いることができる） |
| 約束期間     | 2008 年～2012 年の 5 年間                                                            |
| 数値化された約束 | 先進国全体で少なくとも 5%削減することを目的とする。<br>日本△6%、米国△7%※、EU△8% など                           |
| 吸収源      | 森林等の吸収源による二酸化炭素吸収量を算入                                                          |
| 京都メカニズム  | 排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムを導入                                                      |

※ 米国は京都議定書未批准

図表 1-4：世界のエネルギー起源二酸化炭素排出量（2008 年）



出典：環境省ホームページ

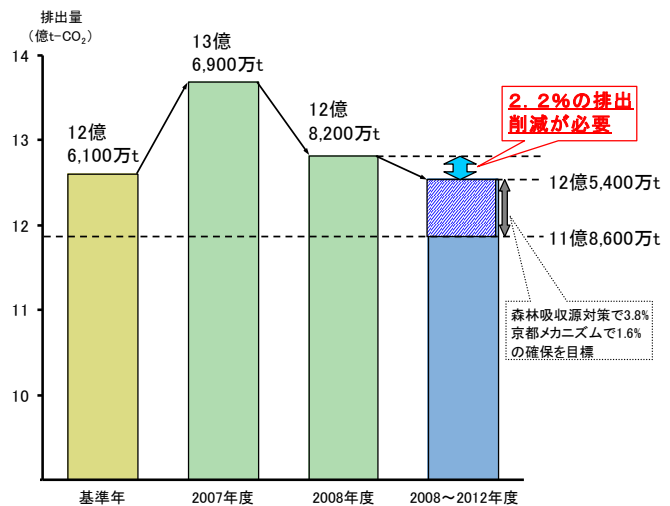
## (2) 国の取組み

国は、京都議定書の6%削減約束を確実に達成するための必要な措置を定めるものとして、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」といいます。）に基づく「京都議定書目標達成計画」を2005（平成17）年に策定（2008（平成20）年に改定）し、対策を進めています。

図表 1-5：京都議定書目標達成計画の概要

|            |                                                                                      |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 削減目標       | 2008年度～2012年度の温室効果ガス排出量を基準年比で6%削減する。うち、以下を見込む。<br>・森林吸収源対策で3.8%<br>・京都メカニズムで1.6%     |
| 目標達成のための対策 | 1 排出削減対策・施策<br>・自主行動計画の推進 など<br>2 吸収源対策・施策<br>・間伐等の森林整備 など<br>3 横断的対策<br>・国民運動の展開 など |
| 進捗管理       | 毎年、各対策の進捗状況を厳格に点検                                                                    |

図表 1-6：全国の温室効果ガス排出量



出典：環境省ホームページ

## (3) 県の取組み

県は、2010（平成22）年度までに温室効果ガスを1990（平成2）年度比で6%削減する目標を掲げた「岐阜県地球温暖化防止推進計画」を2003（平成15）年3月に策定（2007（平成19）年3月に改定）し、2008（平成20）年からは「Changeマイライフ」をスローガンとした県民運動を展開しています。

さらに、2009（平成21）年3月には、「岐阜県地球温暖化防止基本条例」（以下「条例」といいます。）を制定し、地球温暖化防止に向けた県、事業者、県民等の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する基本的な事項について定めました。

## (4) 国の中長期目標

### ① 長期的な目標

気候変動枠組条約の究極的な目標である「大気中の温室効果ガスの濃度を安定させること」を達成するためには、温室効果ガスの排出量と吸収量が均衡し、大気中の温室効果ガスの量が増加しない状態にする必要があります。2009（平成 21）年 7 月にイタリアのラクイラで行われた主要国首脳会議（ラクイラサミット）の首脳宣言では、温室効果ガスの排出量の削減について「先進国全体で温室効果ガスの排出を、1990（平成 2）年又はより最近の複数の年と比して 2050（平成 62）年までに 80%またはそれ以上削減するとの目標を支持する。」と掲げられました。

### ② 中期的な目標

国は、2009（平成 21）年 12 月にデンマークのコペンハーゲンで開催された気候変動枠組条約第 15 回締約国会議（COP15）におけるコペンハーゲン合意に基づき、1990（平成 2）年を基準年とし、「25%削減、ただし、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提とする」とする 2020（平成 32）年の排出削減目標を提出しました。

### ③ 地球温暖化対策基本法

国は、地球温暖化対策に関し基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の基本となる事項を定める「地球温暖化対策基本法案」を 2010（平成 22）年 3 月に閣議決定し、第 174 通常国会に提出しましたが、通常国会の会期終了とともに審議未了のため廃案となりました。2010（平成 22）年 10 月に再度閣議決定し、第 176 臨時国会に提出しました。2011（平成 23）年 3 月現在、継続審議となっています。

地球温暖化対策基本法案における温室効果ガス排出量の削減の中期目標は、「2020（平成 32）年までに 1990（平成 2）年比 25%削減」、長期目標は「2050（平成 62）年までに 1990（平成 2）年比 80%削減」としています。

#### 地球温暖化対策基本法案（抜粋）

##### 第二章 中長期的な目標

（温室効果ガスの排出の量の削減に関する中長期的な目標）

第十条 国際的に認められた知見に基づき、平成三十二年までに達成を目指す我が国における一年間の温室効果ガスの排出量（国際約束に基づく措置であってそれにより得た量を温室効果ガスの排出を削減した量とみなすことができるものとして政令で定めるものにより得た量がある場合には、当該量を減じた量をいう。第三項において同じ。）は、平成二年（第二条第三項第四号から第七号までに掲げる物質にあつては、国際約束に基づき、政令で定める年。第三項において同じ。）における温室効果ガスの排出量からこれに二十五パーセントの割合を乗じて計算した量を削減した量とする。

（中略）

3 国際的に認められた知見に基づき、平成六十二年までに達成を目指す我が国における一年間の温室効果ガスの排出量は、平成二年における温室効果ガスの排出量からこれに八十パーセントの割合を乗じて計算した量を削減した量とする。この場合において、政府は、平成六十二年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を少なくとも半減するとの目標をすべての国と共有するよう努めるものとする。

#### ④ 中長期ロードマップ

国は、中長期の温室効果ガス削減目標を実現するための対策・施策の具体的な姿（中長期ロードマップ）について検討する機関として、2010（平成 22）年 4 月、中央環境審議会地球環境部会に中長期ロードマップ小委員会を設置しました。

当小委員会では、2050（平成 62）年 1990 年比 80%削減社会の姿が、想定しうる一つの姿として紹介されました。また、2020（平成 32）年における温室効果ガスの排出削減量を国内削減 1990（平成 2）年比 15%削減、20%削減、25%削減とした場合の実現可能性について議論しました。

当小委員会は、2010（平成 22）年 12 月に「中長期の温室効果ガス削減目標を実現するための対策・施策の具体的な姿（中長期ロードマップ）（中間整理）」をとりまとめ、2020（平成 32）年における温室効果ガスの排出削減量を国内削減 1990（平成 2）年比 15%削減、20%削減、25%削減を達成するために必要な対策・施策とそれらを導入するにあたっての課題や留意点を示しました。

#### (5) 実行計画の策定

「岐阜県地球温暖化防止推進計画」の目標年度は、2010（平成 22）年度としています。今後地球温暖化対策を着実に実行していくためには、新たな削減目標等を検討する必要があります。また、2008（平成 20）年に改正された温対法では、都道府県は区域の温室効果ガスの排出抑制等を行うための施策等について、計画を策定することが義務付けられ、条例では「地球温暖化防止計画」を定めることとしています。

そこで、県では、これらの状況を踏まえ、新たに中長期の目標と今後の取組みを示した「岐阜県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下「実行計画」といいます。）を策定することとしました。

#### 岐阜県地球温暖化防止基本条例（抜粋）

（地球温暖化防止計画の策定）

第八条 知事は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策に関する計画（以下「地球温暖化防止計画」という。）を定めるものとする。

2 地球温暖化防止計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 温室効果ガスの排出の抑制及び吸収の量に関する中長期目標
- 二 前号の目標を達成するために必要な措置の実施に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、地球温暖化防止計画を定めるに当たっては、あらかじめ、広く県民等に意見を求めるものとする。

4 知事は、地球温暖化防止計画を定めたときは、速やかに、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、地球温暖化防止計画の変更について準用する。

（地球温暖化対策の実施状況等の公表）

第九条 知事は、毎年、地球温暖化防止計画に基づく地球温暖化対策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

## 地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（国及び地方公共団体の施策）

### 第二十条

2 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

（中略）

（地方公共団体実行計画等）

第二十条の三 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下「指定都市等」という。）は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

- 一 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項
- 二 その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項
- 三 公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
- 四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項

4 都道府県及び指定都市等は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮するものとする。

## (6) 「岐阜県環境基本計画」との関係

この実行計画は、「岐阜県環境基本条例」に基づく、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する目標及び施策の基本的事項について定めた「岐阜県環境基本計画」の個別計画としても位置づけられます。